

# 「あなたのうつす本庄フォトコンテスト写真展」

## の開催と写真募集のお知らせ

「あなたのうつす本庄写真展」を開催します

日時 4月16日(火)～25日(休)  
午前9時～午後5時

※4月21日(日)は午前中のみ  
場所 市役所1階市民ホール  
来年の写真コンテスト作品を募集します

題材 テーマ『まつり』本庄市を写したもので平成25年中に撮影した未発表作品。応募作品 四つ切りプリント

程度。裏面に応募票貼付

応募期間 12月2日(月)～平成26年2月28日(金)

応募先 ①又は②へ持参又は郵送

①〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所商工課、②〒367-0208 本庄市児玉町八幡山368 児玉総合支所環境産業課

審査員 主催者並びに主催者が依頼した審査員

入選作品 平成26年4月に観光協会ホームページで発表

(入選者には直接通知)

写真展 平成26年4月に市役所1階市民ホールで開催

※詳しくは本庄市観光協会ホームページ <http://www.tonjo-kanko.jp/> をご覧ください。

★本庄市観光協会(商工課内) ☎⑤1174

# 市の公用封筒に広告を掲載しませんか

市が使用する公用封筒に掲載する有料広告を次のとおり募集します。

◎長形3号公用封筒(主に市役所の各課から市民、関係機関等への文書送付用)  
募集期間 4月15日(月)まで(必ず)

## 広告の規格等

- ①掲載位置 封筒裏面
- ②募集枠数 5枠
- ③枠の大きさ おおむね縦30mm×横85mm
- ④刷色 単色(黒)
- ⑤印刷枚数 30、000枚

⑥広告料 1枠あたり30,000円

⑦掲載期間 印刷後、市が使用を終えるまでの期間で、6月頃から4か月程度

申込 次の書類を郵送又は直接企画課(市役所3階)へ提出

- ①有料広告掲載申込書(企画課で配布又は市ホームページからダウンロードしたもの)
- ②広告の原稿(電子データ)
- ③納税証明書(申込者が市外の場合)

④申込者の業務内容等がわかる書類(パンフレット等)  
郵送先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所企画課

## 注意事項

- ・内容によっては掲載できない場合があります。
- ・応募多数の場合は抽選等により掲載を決定します。
- ※詳しくは「本庄市有料広告事業取扱要綱」をご覧ください。企画課又は市ホームページで閲覧できます。

★企画課 ☎⑤1157

# 緑のカーテンづくりセットをプレゼント

緑化推進事業の一環として、夏の日射しをやわらげ、部屋を涼しくし、エアコンの節電につながる緑のカーテンづくりセット(ゴーヤ等の苗・ネット)を市民のみなさんにプレゼントします。

みなさんのご応募をお待ちしています!

対象 350人(多数の場合抽選)

※1家族1セットまで。

申込 4月19日(金)までに往復はがきに住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入のうえ、下記へ郵送(当日消印有効)

郵送先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

本庄市役所都市計画課「緑のカーテンプレゼント係」

※結果は、郵送で連絡します。

※配布は5月7日(火)から10日(金)までの予定です。

★都市計画課 ☎⑤1137



昨年の様子

## 水道課窓口・水道料金収納等業務委託について

市では水道料金に関わる次の業務を、今までに引き続き4月1日から2年間業者委託します。

**請負業者** ㈱日本ウォーターテックス

### 委託業務

- 窓口・各種問い合わせ業務
- 水道使用開始・休止などの各種届出の受付業務

- 水道料金・下水道使用料等収納業務
- 加入金・手数料等収納業務
- 水道メーターの検針業務
- 未納水道料金等の督促・催告関係業務

**委託期間** 4月1日(月)～平成27年3月31日(火)

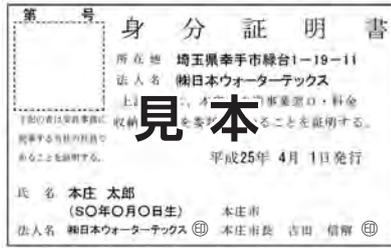
### 個人情報保護について

本庄市と㈱日本ウォーター

テックスは、個人情報取扱の重要性を十分認識し、保護対策に万全を期します。

※㈱日本ウォーターテックスの従業員は、身分証明書(左図参照)を携帯しています。不審に感じた時は身分証明書の提示を求めるか、左記へお問い合わせください。

★水道課 ☎2151



## 「未熟児養育医療」・「育成医療」の申請窓口が変わります

4月から「未熟児養育医療」・「育成医療」に関する事務の窓口が本庄保健所から下記へ変更になりました。

### 未熟児養育医療窓口

- ・子育て支援課 (市役所2階) ☎21130
- ・市民福祉課 (総合支所1階) ☎21331 (内線314)

### 育成医療窓口

- ・障害福祉課 (市役所1階) ☎21125
- ・市民福祉課 (総合支所1階) ☎21331 (内線312)

※総合支所は5月7日(火)から第二庁舎へ移転します。

## 高齢者とその家族の暮らしを支える制度をお知らせします

事業名	対象者の要件	事業内容
高齢者入浴料助成事業	世帯員全員が市民税非課税で、自宅に入浴設備のない65歳以上の人	市の委託公衆浴場(藤の湯)の入浴券を、1か月当たり5枚発行します。
要介護高齢者訪問理美容サービス事業	要介護4又は5に認定されている60歳以上で理美容院へ行くことが困難な在宅生活の人	市の委託業者が自宅を訪問する理美容サービスの利用券を年間4枚まで発行します。
要介護高齢者ふとん乾燥等事業	世帯員全員が市民税非課税で、要介護4又は5に認定されている60歳以上の寝たきり状態の人	市の委託業者がふとんの乾燥消毒又は丸洗いをを行います。(年2回まで。6、9、12、3月実施。前月までに申請)
高齢者居宅改善補助事業	次の要件をすべて満たす人 ①介護保険の給付対象でない人②市内に1年以上居住③65歳以上で構成される前年所得税が非課税の世帯④市税を完納⑤身体上又は精神上的の障害のため日常生活に支障がある人	段差の解消や手すりの取り付け等、改善費の一部を補助します。(対象経費の1/2で、9万円が上限)
高齢者住宅リフォーム資金貸付	次の要件をすべて満たす人 ①60歳以上70歳以下②単身又は60歳以上の人と同居している③市税を完納④高齢者の居室等を真に必要としている人※市内居住の連帯保証人が必要です。	高齢者の専用居室等を増改築・改造する又は介護機器を購入するために必要な資金の貸付けを行います。 ○貸付限度額：100万円(10万円単位) ○償還期間：貸付を受けた日の属する月から起算して、6か月経過後5年以内に償還
高齢者住宅整備資金融資	次の要件をすべて満たす人 ①60歳以上の親族と同居している(同居しようとする)②60歳未満③市税を完納④高齢者の居室等を真に必要としている人 ※市内居住の連帯保証人が必要です。	高齢者の専用居室等を増改築・改造するために必要な資金を融資します。 ○融資方法：指定金融機関の融資 ○貸付限度額：300万円以内 ○償還期間：融資を受けた日の属する月の翌月から起算して10年以内に償還

\*詳しくは、介護いきがい課 ☎21127へ